

中部運輸局自動車交通部

平成29年12月22日 14:00発表

連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 中山、大石、水谷

Tel 052-952-8038

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局

輸送・監査担当 二輪、金森

Tel 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

貸切バス事業者に車両使用停止処分

重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要とされた株式会社ジェイアイコーポレーションに対し岐阜運輸支局が平成29年7月25日に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき平成29年12月22日付けで当該事業者に対し事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 行政処分事業者及び営業所

事業者名：株式会社 ジェイアイコーポレーション

住所：愛知県名古屋市東区泉一丁目23番37号

代表者：代表取締役 永井 宗

営業所：岐阜営業所（岐阜県関市迫間字新田2061番地1）

2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交付日時：平成29年12月22日（金） 午前10時00分

交付場所：中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長：古屋 勝治）

岐阜県岐阜市日置江2648-1

3 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止300日間及び文書警告

（4両×37日間、4両×38日間）

#### 4 主な違反内容及び違反条項

違反内容	違反条項
発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。	道路運送法第20条
運送引受書を交付していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第1項
乗務員の健康状態の把握をしていなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第21条第5項
運行に関する状況把握のための体制を整備していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第21条の2
乗務員台帳を作成、備えていなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第37条第1項
国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第38条第2項
特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断・適齢診断）を実施していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第38条第2項
運行管理者の講習（一般講習）を受講させていなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第48条の4第1項

※「運輸規則」とは「旅客自動車運送事業運輸規則」をいう

#### 5 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 30点  
 当該事業者が付された累積違反点数 30点